



Always by Yourside

株式会社 **ハウスフリーダム**

平成 19 年 4 月 10 日

各 位

会社名：株式会社ハウスフリーダム

(コード番号：8996)

代表者名：取締役社長 小島賢二

問合せ先：取締役副社長 森光哲也

電話番号：072-336-0503

定款一部変更に関するお知らせ

平成 19 年 3 月 29 日開催の第 12 回定時株主総会において下記のとおり定款変更を行いましたので、お知らせ致します。

記

1. 定款変更の理由

- ① 会社法が平成 18 年 5 月 1 日に施行された為
- ② 商号の英文表示の変更の為

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

以 上

別 紙

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

旧 定 款	現 行 定 款
第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は、株式会社ハウスフリーダムと称し、英文ではHousefreedom Co.,Ltd.と表示する。 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 建築工事業 2. 土木工事業 3. 建築工事及び土木工事の設計、施工並びに監理 4. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理 5. 損害保険の代理業 6. 上記各号に附帯関連する一切の業務 (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を大阪府松原市に置く。 (新 設)	第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は、株式会社ハウスフリーダムと称し、英文ではHouseFreedom Co.,Ltd.と表示する。 (目的) 第2条 (現行どおり) (本店の所在地) 第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役

旧 定 款	現 行 定 款
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞</u>に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の<u>発行する株式の総数</u>は、130,000株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(<u>1単元の株式の数</u>および<u>単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第6条 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、<u>10株</u>とする。</p> <p>2 当社は、<u>1単元の株式の数</u>に満たない株式(以下「<u>単元未満株式</u>」という。)に係る株券を発行しない。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議により</u>選定する。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、130,000株とする。</p> <p>(<u>自己の株式の取得</u>)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(<u>単元株式数</u>および<u>単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数</u>は、<u>1株</u>とする。</p> <p>2 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p>

旧 定 款	現 行 定 款
<p>3 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録および単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第8条</u> 当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録および単元未満株式の買取り、その他株式に関する請求、届出等の手続き</u>および手数料は、法令または本定款の<u>他</u>、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p><u>(基準日)</u></p> <p><u>第9条</u> 当社は、<u>毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>2</u> 前項<u>その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要ある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>3 当社の株主名簿（<u>実質株主を記載した実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第11条</u> 当社の株式に関する<u>取扱い</u>および手数料は、法令または本定款の<u>ほか</u>、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(削 除)</p>

旧 定 款	現 行 定 款
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第11条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、<u>毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年12月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもって行う。</p>

旧 定 款	現 行 定 款
<p>2 <u>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 <u>前項の株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第14条 <u>株主総会における議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印を行う。</u></p> <p>2 <u>株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第15条 当会社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第16条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>2 <u>会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社</u>に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p>

旧 定 款	現 行 定 款
<p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>3 取締役の選任については、<u>累積投票</u>によらない。</p>	<p>3 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p>	<p>(任期)</p>
<p>第17条 <u>当社の取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>2 <u>補欠または増員として選任された</u>取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>2 <u>増員または補欠として選任された</u>取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p>
<p>第18条 <u>当社は、取締役会の決議により代表取締役を選任する。</u></p>	<p>第22条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p>
<p>2 <u>取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選任し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>2 <u>取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集者および議長)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p>
<p>第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p>	<p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>これを招集し、議長となる。</u></p>

旧 定 款	現 行 定 款
<p>2 取締役社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第20条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第21条 取締役会における議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印を行う。</p> <p><u>2 取締役会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置く。</u></p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第22条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>2 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役会の決議の省略)</u></p> <p>第25条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事録は、議事の経過の要領およびその結果<u>ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当社から受ける<u>財産上の利益(以下、「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>

旧 定 款	現 行 定 款
<p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役 (監査役の員数) 第23条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任の方法) 第24条 当社の監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第25条 当社の監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>第5章 監査役 (員数) 第29条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>

旧 定 款	現 行 定 款
<p>(監査役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第26条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期日)</p> <p>第27条 当社の営業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とし、営業年度の末日を決算期日とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第28条 当社の利益配当金は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第29条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下「中間配当」という。）を行うことができる。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の実任免除)</p> <p>第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第34条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第35条 当社は株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当」という。）をすることができる。</p>

旧 定 款	現 行 定 款
<p>(除斥期間)</p> <p>第30条 利益配当金および中間配当金が、 支払開始の日から満3年を経過し ても受領されないときは、当会社 はその支払義務を免れるものとし る。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第37条 期末配当金および中間配当金が、 支払開始の日から満3年を経過し ても受領されない時は、当会社は その支払の義務を免れる。</p> <p>2. 未払の期末配当金および中間配当 金には利息をつけない。</p> <p>(附則)</p> <p>第9条 (単元株式数および単元未満株 券の不発行) 1項の規定は、平成19年 5月1日から適用する。なお、本附則 は平成19年5月1日をもって削除す る。</p>

以 上